

令和3年第2回高松市議会臨時会提出予定議案

1 専決処分の承認について

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日限り失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が同年3月31日に公布、4月1日に施行されたことにより、高松市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の関係条文を早急に整備する必要が生じたため、3月31日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく過疎地域である区域内の不動産を当該区域の振興に資する事業の用に供するときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができるとする規定を削るもの
- (2) 特定市町村の区域とみなされる区域内の不動産を当該区域の振興に資する事業の用に供するときは、令和3年度から令和8年度までの間に限り、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができるとする特例を定めるもの

2 専決処分の承認について

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日に施行されたことにより、高松市市税条例の関係条文を早急に整備する必要が生じたため、3月31日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

- (1) 固定資産税について、土地（宅地等及び農地）の固定資産税に係る負担調整措置は、令和3年度から令和5年度までの間においても、現行の負担調整措置の仕組みを継続することに加え、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地については、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるもの
- (2) 軽自動車税の環境性能割について、軽減対象車の税率を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直すもの
- (3) 軽自動車税の環境性能割について、環境性能割の税率が1%である軽自動車に当該環境性能割を課さないこととする臨時的軽減の適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに軽減対象車を取得したものを対象とするもの
- (4) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車を加えるもの
- (5) 特別土地保有税について、固定資産税が現行の負担調整措置の仕組みを継続することに合わせて、同様に仕組みを継続する期間を延長するもの

3 専決処分の承認について

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日限り失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が同年3月31日に公布、4月1日に施行されたことにより、高松市過疎地域内固定資産税課税免除条例の関係条文を早急に整備する必要が生じたため、3月31日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

- (1) 令和3年3月31日以前に新設し、又は増設した特別償却設備である家屋等に係る固定資産税については、この条例は、同年3月31日限り、その効力を失うという規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有することとするもの
- (2) 所要の規定整備をするもの

4 専決処分の承認について

令和3年4月7日に国において決定された、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を給付するに当たり、早急に予算の補正をする必要が生じたため、去る4月21日に令和3年度高松市一般会計補正予算（第1号）の専決処分を行ったことの承認を求めるもの

現計予算額	161,100,000千円
補正額	308,486千円
補正後	161,408,486千円